

いじめ防止に関する基本方針

高知県立須崎総合高等学校

はじめに

須崎総合高等学校は、高吾地域の拠点校として、教育活動の目標を「人を思い 人とながり 人に役立つ」人材の育成に置き、生徒の人権意識の向上を目指す。

いうまでもなく、いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、国及び高知県の基本的な方針に基づき、生徒の尊厳を保持する目的のもと、地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を総合的かつ効果的に推進するために、この基本方針を策定する。それによって、いじめを未然に防止し、また万一いじめに類する事案が確認された場合は迅速に対応し、本校において、生徒一人ひとりの人権を保障する。

第1条 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、以下の基本理念のもとに、いじめ防止等のための対策を定める。

- (1) いじめは人の心身を傷つける重大な人権侵害であるとの認識をもち、学校の内外を問わず、「いじめを行わない」「いじめを許さない」という姿勢を貫く。
- (2) 生徒が安心して学校生活を送り、自他ともに大切にできるように、いじめを防止する環境づくりといじめを見逃すことのない人間関係づくりに努力する。
- (3) 保護者や地域・県教育委員会などの関係諸機関と共通認識を図り、いじめの問題の防止と解決に向けて、ベクトルを同じくして取り組む。

第2条 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法第2条」）である。

学校生活においては様々な事象が起きるものであるが、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。その際、当該生徒の立場に立ち、判断が表面的・形式的なものにならないように十分留意する。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して組織的に行う。

第3条 いじめの理解

「いじめ」は、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験

する。「暴力を伴ういじめ」はもとより「暴力を伴わないいじめ」であっても、また、好意から行った行為が意図せず相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合も含め、「いじめ」は生命又は身体に重大な被害を生じさせ得るものであると認識し、いかなる形の「いじめ」に対しても、いじめられた生徒の立場に立って取り組むことが重要である。

また、「いじめ」の問題は、加害・被害という二者の関係だけでなく、その周りを取り囲む傍観者の存在があり、学級集団、部活動など学校全体の在り方も関係してくる。そうしたことを考慮して、学校全体の中に「いじめ」を許容しない雰囲気を作り出すことに、十分な配慮が必要である。

第4条 いじめ防止対策委員会

この組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核を担うものである。

(1) 役割

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめに関する校内研修の企画・検討を行う。

【早期発見・事案対処】

- ① いじめの早期発見、いじめ発見のためのアンケートを実施し、状況に応じて早期対応を行う。また、集計結果を職員会で報告し共通理解を図る。
- ② いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ いじめと判断した場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(2) 構成員

この組織は、校長、副校長、教頭、人権保健部長、生徒指導主事、学年主任、人権教育主任、特別支援教育学校コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長をもって構成し、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、ホームルーム担任、部活動顧問などの関係の深い教職員を追加していく場合もある。

また、事案によっては、須崎警察署生活防犯課少年係等に参加を求めることもある。

(3) 留意点

重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、県教育委員会事務局指導主事、教育センターの専門家、外部の心理や福祉の専門家などを加えるなどの方法によって適切に対応する。

参考（重大事態に該当）

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神疾患を発症した場合 等を想定

（重大事態に相当すると考えて県に報告するもの）

- ・児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあり、被害事実があった場合
- ・いじめによる欠席が通算7日間を経過した場合

第5条 いじめ防止のための取組

- （1）すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しく他者を認め合う態度で、授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- （2）わかる授業づくり、授業場面で生徒が自己肯定感をもてる授業改善を目指す。
- （3）ボランティア活動や防災教育等を通じて、生徒各自が自己の役割を果たすことにより、自己有用感をもち、自尊感情を高め、健全な人間関係を構築できるように促す。
- （4）配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒等、性同一性障害や性的指向・性自認等）に対して、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援と必要な指導を組織的に行う。
- （5）いじめ防止の取組は、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を年間指導計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても必ずできるような指導計画を立てる。
- （6）いじめ防止に関する教職員の資質指導力を高める。
 - ① 校内研修などを通じて、教職員がいじめに対する認識を深め、いじめに早期に気づき、適切な指導を迅速にできるようにする。
 - ② 教師の不適切な発言や態度が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
 - ③ 学校におけるいじめ防止等に係る取組のチェックリストを学校生活アンケートの実施にあわせて教職員も行う。
- （7）PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気付く方法等に関する研修を設けるなど、家庭、地域と連携した対策を推進する。そのため、学校は、開かれた学校づくり委員会やPTA活動を通じて、その対策を周知するとともに、いじめ問題の取組に対して検証する。

第6条 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

いじめの発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、周りの大人が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが重要である。

- ・保護者・生徒へのアンケートを実施して情報収集に努める。
- ・定期的な個人面談を行う。
- ・教育相談体制を充実させる。
- ・教職員がささやかな生徒の変化を見逃すことなく日常的に注意する。
- ・得られた情報が生徒支援委員会で共有し、必要に応じて全教職員に周知する。

(2) いじめの対応

いじめ防止対策委員会を中心に、被害生徒を守ることを最重要課題とし、速やかに組織的に対応する。また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

- ① 「いじめ防止対策委員会」が積極的に情報を収集し、指導方法等の修正を行い、適切な対応ができるようにする。
- ② いじめであると判断されたら、事案の内容について速やかに被害生徒、加害生徒の保護者に報告する。また、解決への道筋、指導方法についてもできるだけ早く報告する。
- ③ 被害生徒のケアを行い、以後の学校生活が円滑に送れるように支援していく。
- ④ 加害生徒に対しては、心から反省できるように教育上の指導を行っていく。ただし、事案が犯罪行為として取り扱われるものと判断される場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄の警察署と相談して対処する。
- ⑤ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑥ インターネットなどの情報機器を使用したいじめなどが発生した場合、外部の専門機関の協力を積極的に求める。
- ⑦ いじめが発生した場合、関係機関と連携し、これまでの取組を見直し、再発防止に努める。

第7条 重大事態への対応

「重大事態」に対処し、また当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(2) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、その重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者の立場を尊重し、適切かつ真摯に対応する。

(3) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(附則)

この基本方針は、平成31年4月1日より施行する。